

地域密着型サービスに関して

1 津山市の地域密着型サービスの整備について

(1) 地域密着型サービスの整備について

介護が必要になっても住み慣れた地域で生活を送ることができる体制を整えるために、地域密着型サービスの整備を行っています。平成30年6月末時点の整備状況は次のとおりです。

ア 地域密着型通所介護	18事業所 (219名)
イ 認知症対応型通所介護	3事業所 (30名)
ウ 小規模多機能型居宅介護	7事業所 (180名)
エ 認知症対応型共同生活介護	20事業所 (324名)
オ 地域密着型特定施設入居者生活介護	4事業所 (111名)

2 地域密着型サービス事業所の指定更新について

(1) 指定の更新制度について

平成18年4月の介護保険制度の改正により、指定の更新制度が創設され、介護保険事業所の指定について6年ごとに更新することが義務付けられました。指定の効力に有効期限が設けられ、更新を行わない場合又は更新手続が間に合わない場合には、有効期間の経過により指定の効力を失うこととなります。

(2) 地域密着型サービス事業所の指定更新等の状況について

前回の運営協議会以降に更新等の決定が行われた事業所は、次のとおりです。

整骨院ふじわらデイサービスセンター 【更新】

更新申請者名称 合資会社 ふじわら
 代表者職・氏名 無限責任社員 藤原 昭穂
 事業所所在地 津山市院庄907番地6
 介護保険事業所番号 3370301248
 指定更新年月日 平成30年5月1日
 サービスの種類 地域密着型通所介護